

令和2年第10回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第10号)

招 集 年 月 日	令和2年10月21日				
招 集 の 場 所	筒賀支所 大会議室				
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年10月21日9時30分			
	閉会	令和2年10月21日11時45分			
臨時議長 栗栖 芳秋 議長 河本 穂津雄	開閉会日時及び 宣 告	令和2年10月21日9時30分			
	開閉会日時及び 宣 告	令和2年10月21日11時45分			
	応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △⊗ 公務欠席を示す	仮議席 番号	議席 番号	氏 名	出席等の別
		6	1	小島 俊二	○
		7	2	河野 幸枝	○
		5	3	笠井 清孝	○
		1	4	栗栖 芳秋	○
		3	5	佐藤 潤	○
		8	6	富永 富幸	○
		2	7	沖 貴雄	○
		4	8	寺田 光浦里	○
		9	9	河本 穂津雄	○
		10	10		
議事録署名委員	仮議席2番		沖 貴雄		
	仮議席3番		佐藤 潤		

<p>事務局長</p>	<p>みなさま、おはようございます。</p> <p>それでは、総会の前に、この度、安芸太田町農業委員会委員として任命されました9名の方に町長より辞令書を交付いたします。</p> <p>お名前をお呼びしますので、前にお越してください。</p> <p>(辞令書交付)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまから、令和2年第10回安芸太田町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>私は、農業委員会事務局長の栗栖でございます。臨時議長が選出されるまでの間、本日の総会を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の総会は、委員の任命後に行われる最初の総会ですので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、町長が招集いたしました。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、橋本町長があいさつをいたします。</p> <p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>橋本町長は次の公務のため、ここで退席いたします。</p> <p>(退席)</p>
<p>事務局長</p>	<p>今回は、初めての総会でありますので、農業委員さんにそれぞれ自己紹介をお願いします。自己紹介は、氏名と意気込みを一言お願いします。それでは、仮議席順をお願いします。</p> <p>(自己紹介)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(自己紹介)</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、臨時議長の選出を行います。</p> <p>会長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長者の委員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、委員の中で年長者であります、栗栖芳秋委員に臨時議長を行っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>それでは、地方自治法第107条の規定を準用し、委員の中で年長者が臨時議長の職務を行うとのことですので、皆様のご協力をお願いいたしまして、臨時議長の職務を行わせていただきます。よろしく願いいたします。</p>

臨時議長	<p>本日の出席委員は9名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、現に在任する委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。</p>
臨時議長	<p>初めに、仮議席の指定を行います。議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。</p>
臨時議長	<p>次に、議事録署名者の指名を行います。農業委員会等に関する法律第33条の規定により、議事録を作成することとなっておりますので、臨時議長において指名して異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
臨時議長	<p>異議なしと認めますので、議事録署名者に仮議席番号2番委員と3番委員を指名いたします。</p>
臨時議長	<p>それでは、今回提案された議案第60号について、事務局より提案説明と朗読をさせます。</p> <p>(提案説明と朗読)</p>
臨時議長	<p>会長及び会長職務代理者の互選については、農業委員会等に関する法律第5条第2項及び第5項の規定により、委員が互選することとなっております。</p> <p>互選は原則投票となっておりますが、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定を準用すると、委員の中から異議がない場合は、指名推選の方法をとることもできます。</p> <p>会議を円滑に進めるため、指名推選の方法を用いて異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
臨時議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、会長及び会長職務代理者の互選については、指名推選によることと決定いたします。</p> <p>指名推選を行うにあたり、会長及び会長職務代理者を指名する指名者を決定したいのですが、どなたか指名者となっていただけますでしょうか。</p>
仮議席2番委員	<p>はい、指名者に立候補します。</p>
臨時議長	<p>ただいま、仮議席番号2番委員による立候補がありましたので、会長及び会長職務代理者を指名する指名者を、仮議席番号2番委員に決定して異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>

臨時議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、会長及び会長職務代理者を指名する指名者を、仮議席番号 2 番委員に決定いたしますので、指名推選をお願いします。</p>
仮議席 2 番委員	<p>会長に、農業委員歴通算 9 年の実績と前農業委員会会長であるという実績から、仮議席番号 9 番、河本穂津雄委員を、会長職務代理者に、農業委員歴通算 8 年の実績と女性農業委員の活躍推進を図る観点から、仮議席番号 4 番、寺田光浦里委員を、それぞれ指名推選いたします。</p>
臨時議長	<p>ただいま、会長に、仮議席番号 9 番、河本穂津雄委員を、会長職務代理者に、仮議席番号 4 番、寺田光浦里委員を、それぞれ推選するとの指名がありました。この指名に賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
臨時議長	<p>賛成挙手が過半数を超えましたので、会長に、仮議席番号 9 番、河本穂津雄委員が、会長職務代理者に、仮議席番号 4 番、寺田光浦里委員が、それぞれ決定いたしました。</p>
臨時議長	<p>会長に、仮議席番号 9 番委員、河本穂津雄委員が決定いたしましたので、これ以降は会長に議長となつていただき、議事の進行を務めていただきます。</p> <p>なお、皆様方のご協力により、無事臨時議長を務めることができました。これをもちまして、臨時議長の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長席を交代いたします。</p>
議長	<p>この度は、会長に選出していただき、誠にありがとうございました。微力ながら委員の皆様のお力を借り、職責を果たしてまいりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、初めに、議席の決定をいたします。</p> <p>方法につきましては、安芸太田町農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、くじで行います。くじを引く順番は、仮議席番号順としますので、仮議席番号 1 番委員より順番にくじを引いてください。</p> <p>(くじ引き)</p>
議長	<p>それでは、事務局より議席の発表をお願いします。</p>
事務局	<p>議席の発表を行います。資料 2 をご準備ください。これから、議席番号を発表いたしますので、表の右側にそれぞれご記入ください。それでは、発表いたします。</p> <p>議席番号 1 番、小島俊二委員、議席番号 2 番、河野幸枝委員、議席番号 3 番、</p>

	<p>笠井清孝委員、議席番号 4 番、栗栖芳秋委員、議席番号 5 番、佐藤潤委員、議席番号 6 番、富永富幸委員、議席番号 7 番、沖貴雄委員、議席番号 8 番、寺田光浦里委員、以上が、議席番号です。</p> <p>なお、資料 2 の注意書きのとおり、会長におかれましては、議席番号の最後の番号としますので、会長の番号は 9 番とします。欠員の農業委員が補充された場合におきましては、議席番号 9 番を補充の農業委員とし、議席番号 10 番を会長とします。</p>
議長	<p>それでは、議席番号が決定いたしましたので、議席番号のとおりにご着席ください。</p>
	<p>(着席)</p>
議長	<p>それでは、会長に就任させていただきましたので、一言あいさつをさせていただきます。</p>
	<p>(会長就任あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより私が議長となり会議を続けます。</p>
	<p>引き続き、提案のありました議案第 61 号について、事務局より提案説明と朗読をお願いします。</p>
	<p>(提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 61 号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 61 号の説明をさせていただきます。安芸太田町農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。資料 3 をご覧ください。</p>
	<p>農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととなっております。このことから、同法第 19 条第 1 項の規定による募集を行ったところ、資料 3 のとおり 10 名の方からの応募及び推薦がありました。この募集結果から、これら 10 名の方が農地利用最適化推進委員として適任であるかを審議していただき、委嘱するものです。</p>
	<p>これら 10 名の方について、氏名、性別、年齢、職業、応募及び推薦区域に限定して概要説明いたします。まず、応募分から説明いたします。</p>
	<p>届出番号 1 番、氏名、栗栖正吉、性別、男性、年齢、68 歳、職業、農業、応募区域、箕角、中央、長田。</p>
	<p>届出番号 2 番、氏名、植木政輝、性別、男性、年齢、33 歳、職業、農業、応募区域、与一野、才中得、寺領、長原、猪山、平見谷。</p>
	<p>届出番号 3 番、氏名、田中道夫、性別、男性、年齢、72 歳、職業、農業、応募区域、横川、柴木、川手、梶ノ木、板ヶ谷、松原、小坂。</p>

	<p>届出番号4番、氏名、小坂勇、性別、男性、年齢、77歳、職業、農業、応募区域、下筒賀、下殿河内。</p> <p>届出番号5番、氏名、佐々川宏治、性別、男性、年齢、63歳、職業、農業、応募区域、中筒賀。</p> <p>届出番号6番、氏名、影井伊久美、性別、女性、年齢、41歳、職業、農業、応募区域、箕角、中央、長田。</p> <p>届出番号7番、氏名、田谷久、性別、男性、年齢、81歳、職業、農業、応募区域、坪野、津浪。</p> <p>届出番号8番、氏名、木原利則、性別、男性、年齢、44歳、職業、自営業、応募区域、穴。</p> <p>届出番号9番、氏名、丸山豊昭、性別、男性、年齢、80歳、職業、農業、応募区域、下本郷、上本郷、下田吹、上田吹、遊谷、土居、打梨、那須、吉和郷。</p> <p>次に、推薦文の説明をいたしますので、裏面をご覧ください。</p> <p>届出番号1番、氏名、佐々木克美、性別、男性、年齢、66歳、職業、農業、応募区域、加計、観音。</p> <p>以上が、資料3の概要説明になります。審議につきましては、一括審議を行ってよいこととなっておりますので、一括審議をお願いいたします。以上で、議案第61号の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。</p> <p>議案第61号について、質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第61号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第61号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>それでは、議案第61号が承認決定いたしましたので、農地利用最適化推進委員の入室を認めます。</p> <p>(入室)</p>
事務局長	<p>それでは、この度、安芸太田町農業委員会農地利用最適化推進委員として承認決定されました10名の方に会長より委嘱書を交付いたします。</p> <p>なお、田中道夫委員は所用のため、欠席でありますので、本日ご出席いただいた9名の方へ会長より委嘱書の交付をお願いします。</p> <p>お名前をお呼びしますので、前にお越しくください。</p> <p>(委嘱書交付)</p>

事務局長	<p>それでは、安芸太田町農業委員会の新規発足として会長より一言あいさつをお願いします。</p> <p>(農業委員会代表あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、引き続き会議を行います。これ以降は、農地利用最適化推進委員同席での会議となります。</p> <p>残りの議案につきまして、農業委員会等に関する法律第 29 条第 2 項及び第 30 条の規定により、農地利用最適化推進委員は、意見を述べることはできますが、採決はできないこととなっております。</p> <p>このことから、農地利用最適化推進委員による意見は、審議の際に限らせていただきますので、ご了承ください。</p>
議長	<p>それでは、引き続き提案のありました議案第 62 号から議案第 65 号、そして、追加議案第 66 号及び追加議案第 67 号について、事務局より提案説明と朗読をお願いします。</p> <p>(提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 62 号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 62 号の説明をさせていただきます。安芸太田町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が行う所掌事務に係る担当区域の設定についてです。資料 4 をご覧ください。</p> <p>この資料は、それぞれの委員の担当区域の案です。表の下の部分に米印で記載しておりますが、農業委員の欄は、黒字記載の農業委員の方は前農業委員でありますので、前回担当されていた区域を参考に記載しております。そして、赤字記載の農業委員の方は新規農業委員でありますので、事前に聞き取りを行ったうえで記載しております。</p> <p>農地利用最適化推進委員につきましては、応募及び推薦届出書に記載のありました区域を参考に記載しております。</p> <p>なお、農業委員につきましては、1 名欠員状態でありますので、補充の委員が決まるまでの間、上筒賀及び中筒賀の区域を河野委員さんに担当していただく予定です。このことにつきましては、事前に河野委員さんへ確認しております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましては、希望担当区域が重複しておりますので、推進委員さんからの意見も参考に、決定していただきたく思っております。</p> <p>以上で、議案第 62 号の説明を終わります。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 63 号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 63 号の説明に入る前に、資料 5 をご覧ください。1 ページ目に、農地法第 3 条の規定に関する農地の権利移動について、内容と許可のポイントを簡</p>

	<p>単にまとめております。</p> <p>まず、内容ですが、農地を耕作目的で売買、贈与することにより所有権を移転する場合、又は貸借等により使用及び収益を目的として賃借権もしくは使用貸借権を設定する場合には、農地法第3条の規定に基づき、農業委員会による許可が必要です。</p> <p>次に、その許可にあたってですが、以下の要件が満たされている必要があります。1点目に、農地の全部効率利用要件です。これは、農地の権利を取得しようとする者、又はその世帯員等が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることです。2点目に、農作業常時従事要件です。これは、農地の権利を取得しようとする者、又はその世帯員等が、その取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると認められることです。3点目に、下限面積要件です。これは、取得後の農地面積、括弧耕作面積の合計が10a、括弧1,000㎡以上あることです。10aという数字は、安芸太田町における設定面積です。4点目に、地域との調和要件です。これは、取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないことです。5点目に、農地所有適格法人要件です。これは、農地の権利を取得しようとする者が法人の場合は、農地所有適格法人、括弧旧農業生産法人であることです。</p> <p>これらのポイントを踏まえたうえで、議案第63号の説明をさせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請についてです。議案書の4ページ及び5ページ、そして、写真を配付しておりますので、写真は1枚目をご覧ください。</p> <p>申請者の■■■さんからの聞き取りと現地確認をしました結果について、事案説明いたします。譲渡人の■■■さんは、現在、■■■■■に居住しており、申請地の耕作が困難な状況であります。また、農業後継者もいないことから、申請地を空き家と一緒に空き家バンクに登録されておりました。この空き家物件とその物件に附属する申請地を譲受人の■■■さんが購入することとなり、本申請に至っております。■■■さんは、申請地取得後、それぞれの農地にじゃがいも、さつまいもなど主に芋を植えるとのこと。また、白菜も作付けしたいとのことで、無理なく家庭菜園というかたちで農業を開始し、農作業に常時従事するとのこと。農機具につきましては、■■■さん所有のものを譲り受けるとのこと。今回取得予定の申請地の面積は、合計で下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響もありません。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続いて、議案第64号について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第64号の説明に入る前に、先ほどと同じく、資料5をご覧ください。3ページ目に、農地法第5条に関する農地の転用について、内容と許可のポイントを簡単にまとめております。</p> <p>まず、内容ですが、農地を住宅、駐車場、資材置場、山林など、農地以外のものに用途を変更する場合には、農地法第4条、又は第5条の規定に基づき、</p>
議長	
事務局	

農業委員会による許可が必要です。また、一時的に資材置場、砂利採取場などに利用する場合も、農業委員会による一時転用許可が必要です。なお、農地法第4条の申請とは、自分名義の農地を農地以外のものに転用する申請です。そして、農地法第5条の申請とは、他人名義の農地を売買により譲り受けたり貸借により借り受けたりして、農地を農地以外のものに転用する申請です。

次に、許可のポイントとしましては、1点目に、転用の確実性が挙げられます。これは、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められること、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供すると見込まれること、事業の施行に必要な他法令の許認可等が見込まれること、例えば、墓地への転用の場合、墓地埋葬法等の許可が見込まれるか否かといったことを考慮します。そして、転用面積が申請に係る事業目的からみて適正であると認められること、こちらも例えば、墓地への自己転用の場合、10a、1,000㎡の農地を墓地として転用することは、事業規模からみて適正であると言えるか否かといったことを考慮します。これらのことなどから、転用の確実性を判断いたします。2点目に、被害防除措置の妥当性が挙げられます。これは、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることが要点です。被害防除措置につきましては、農地転用の申請の際に、被害防除措置計画書を添付していただきます。3点目につきましては、農地の一時転用の際における許可のポイントです。これは、一時転用後における農地復旧の確実性で、一時転用の場合において、その転用後に当該土地が耕作の目的に供されることが確実であると認められることが要点です。

これらのポイントを踏まえたうえで、議案第64号の説明をさせていただきます。農地法第5条の規定による許可申請についてです。議案書の4ページ及び6ページ、そして、写真を配付しておりますので、写真は2枚目をご覧ください。

申請者代理人の行政書士、■■■■さんからの聞き取りと現地確認をしました結果について、事案説明いたします。本事案は、合同会社■■■■、代表社員、■■■■さんによります太陽光パネル用地への転用事案です。この度、申請地を譲渡人の■■■■さんより譲り受け、太陽光パネル用地に転用しようとするものです。申請地は、旧津浪小学校から北西方向に約200m進んだ場所に位置しております。■■■■さんによりますと、転用事業者から転用事業に係る説明を地元において説明会というかたちで行っているとのこと。事業規模からみて適切な面積であり、また、申請地を囲うようにフェンスを設置することと申請地周辺は申請地と同じような休耕地であることから、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められます。以上のことから、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第65号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第64号で申し上げましたポイントを踏まえたうえで、議案第65号の説明をさせていただきます。農地法第5条の規定による許可申請についてです。議案書の4ページ及び7ページ、そして、写真を配付しておりますので、写真は3枚目をご覧ください。

申請者代理人の行政書士、■■■■さんからの聞き取りと現地確認をしました結

	<p>果について、事案説明いたします。本事案は、 、代表役員、 さんによります仏事広場への転用事案です。この度、申請地を譲渡人の さんより譲り受け、仏事広場に転用しようとするものです。申請地は、安芸太田病院から河川を挟んで南方向に約 200m 進んだ場所に位置しております。沖段さんによりますと、申請地に隣接する の葬儀、報恩講、仏事など寺の行事を開催する際の帳場や受付先の仏事広場として利用するとのことです。事業規模からみて適切な面積であり、また、申請地の隣接地には耕作している農地が存在しないことから、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められます。以上のことから、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、追加議案第 66 号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>追加議案第 66 号の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画の諮問についてです。資料 6 をご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 10 月 16 日付けで、安芸太田町長より農用地利用集積計画の決定を求められているものです。この計画で農地の借り受けを行う者が、耕作の事業に供すべき農地について耕作又は管理を行うと認められること、地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること、利用権を設定する農地について関係権利者すべての同意を得ていること等の要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。</p> <p>1 枚目の諮問書と 2 枚目の表紙をめぐっていただき、1 ページ目から 18 ページ目までになりますが、本計画の概要につきましては、利用権の設定をする者が、 さん他 11 名、利用権の設定を受ける者が、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、池田浩二です。坪野地区の計画で、筆数が合計 21 筆、面積が合計 6,940 m²です。</p> <p>利用権の設定とは、農地の貸し借りと読み替えて差し支えありません。このため、利用権の設定をするとは、農地の貸し付けを行うということです。そして、利用権の設定を受けるとは、農地の借り受けを行うということです。</p> <p>本計画は、元々、町がそれぞれの地権者の方から借り受けていた農地を一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団へ付け替えるというものです。このため、農地の借受先が町から一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団へ変わり、これ以降の農地の管理は、財団によるものとなります。財団によって借り受けられた農地は、条件次第で担い手へ転貸されることとなります。</p> <p>これまでの説明をイメージ図でまとめたものが資料 8 になります。資料 8 をご覧ください。</p> <p>上の薄い緑の部分ですが、利用権設定促進事業は、市町村が農業委員会等の関係機関、団体と協力して、出し手、出し手とは農地の貸し付け者のことです。出し手の掘り起こし活動を行い、農用地の権利移動の円滑化と方向付けを図る事業であり、個々の権利移動をまとめた農用地利用集積計画を作成することで、地権者と意欲ある農業者との農用地の貸借等の効果を集団的に生じさせるものです。このため、農用地利用集積計画の作成に当たっては、人、農地プラン等</p>

	<p>の地域協議の場で合意された農地の集約化に関する将来方針の内容も踏まえ、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用することが適当です。と、ありますように、農地の貸し付け者と担い手を結びつける計画でもあります。</p> <p>資料 6 に戻りまして、この計画案に関して農業委員会から異議があるか否か意見聴取を行い、町長へ答申したうえで、公告するという流れとなります。本計画の詳細につきましては、資料 6 をご参照ください。</p> <p>以上で、追加議案第 66 号の説明を終わります。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、追加議案第 67 号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>追加議案第 67 号の説明をさせていただきます。農用地利用配分計画の諮問についてです。資料 7 をご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 10 月 16 日付けで、安芸太田町長より農用地利用配分計画原案に対する意見を求められているものです。この計画で農地の借り受けを行う者が、耕作の事業に供すべき農地について耕作又は管理を行うと認められること、農作業に常時従事すると認められること、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等の要件が今後において満たされるか、そして先ほどの農用地利用集積計画と整合が図られているかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。</p> <p>1 枚目の諮問書と 2 枚目の表紙をめくっていただき、1 ページ目及び 2 ページ目になりますが、本計画の概要につきましては、利用権の設定をする者が、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、池田浩二、利用権の設定を受ける者が、 さんです。坪野地区の計画で、筆数が合計 21 筆、面積が合計 6,940 m²です。本計画は、先ほどの追加議案第 66 号での説明における借受農地を担い手である さんへ転貸するものです。</p> <p>このことについて簡単なイメージ図を資料 8 の 2 ページに載せておりますので、資料 8 の 2 ページをご覧ください。</p> <p>この図の中心に示されております農地中間管理機構というものが、広島県におきましては、一般財団法人広島県森林整備、農業振興財団であります。先ほど、追加議案第 66 号で説明いたしました農用地利用集積計画によって地権者と財団が利用権の設定、つまり農地の貸し借りをを行い、本議案であります農用地利用配分計画によって財団と担い手が利用権の設定、つまり農地の転貸をすることとなります。</p> <p>資料 7 に戻りまして、4 ページ目をご覧ください。担い手である さんの農業経営の状況でございますが、農作業の日数、農機具の所有台数、また周辺の農地への農業上の利用に及ぼす影響などに特に支障はないと思われます。この計画案に関して農業委員会から異議があるか否か意見聴取を行い、町長へ答申したうえで、県へ結果報告し、認可、公告という流れとなります。本計画の詳細につきましては、資料 7 をご参照ください。</p> <p>以上で、追加議案第 67 号の説明を終わります。審議のほどよろしくお願ひします。</p>

議長	<p>それでは、すべての議案説明が終わりましたので、しばらく休憩にします。</p> <p>(休憩)</p> <p>それでは、休憩前に戻し、会議を再開します。 議案第 62 号について、質疑を許します。</p>
議長	
事務局	<p>議案第 62 号についてですが、休憩中に該当委員さんに聞き取りを行いましたところ、影井委員さんに上筒賀区域を担当していただくことの下承を得られましたので、資料 4 の担当区域、推進委員さんにつきましては、箕角、中央、長田区域を栗栖正吉委員さんに、そして上筒賀区域を影井伊久美委員さんに、担当していただくことを案として提示させていただきます。</p> <p>このことについて、質疑はありますか。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 62 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 62 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 63 号について、質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 63 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 63 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 64 号について、質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 64 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>

議長	<p>挙手多数でありますので、議案第64号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第65号について、質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第65号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第65号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、追加議案第66号について、質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、追加議案第66号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、追加議案第66号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、追加議案第67号について、質疑を許します。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、追加議案第67号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、追加議案第67号につきましては承認決定いたしました。</p> <p>次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。報告事項の説明を4点させていただきます。</p> <p>まず、1点目は、認定電気事業者の行う中継施設等の設置についての届出が1</p>

事務局	<p>件出ております。資料9をご覧ください。1ページめくっていただき、事業計画書をご覧ください。事業計画書の4番、事業計画地につきまして、土地の所在が大字中筒賀字登立、地番が[REDACTED]、地目が畑、面積が131mの内23.76mです。添付書類等の不備はなく、また、中継施設等の設置と農業上の土地利用との調整を図れております。以上、この計画に関して異議がないか伺います。なお、この設置は、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第14号の規定により、農地転用の許可を要しないものとなっており、農業委員会への報告を必要としているため、報告しております。</p> <p>次に、2点目は、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件出ております。資料10をご覧ください。まず、1件目は、広島市の[REDACTED]さんによります相続の届出になります。次に、2件目は、加計の[REDACTED]さんによります相続の届出になります。最後に、3件目は、中筒賀の[REDACTED]さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。いずれの届出も記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。なお、この届出は、相続により所有権を取得したことによる届出になります。相続によって所有権を取得される場合は、農地法第3条の規定による許可申請を必要としません。このため、こちらの書類をもって届出いただき、農業委員会へ報告することとなっております。</p> <p>続いて、3点目は、農地転用届出書が1件出ております。資料11をご覧ください。戸河内の[REDACTED]さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。添付書類等に不備はないため、この届出書を受理いたします。なお、この転用は、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請を不要とする農地転用になります。農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、2a未満の農地を農業用施設に転用する場合には、農地転用の許可が不要とされております。このため、こちらの書類をもって届出いただき、農業委員会へ報告することとなっております。</p> <p>最後に、4点目は、転用事業者による農地転用説明完了書を案として作成しました。資料12をご覧ください。この完了書は、先月開催の総会において、作成の要望がありましたので、案として作成したものであります。こちらの資料を、今後、農地転用申請の際の添付書類として活用していきたいと考えております。内容をご確認いただき、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>以上で、報告事項の説明を終わります。</p> <p>報告事項について、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>特に質疑はないようですので、以上で報告事項を終わります。</p>
議長	<p>これもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p> <p>これで令和2年第10回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(11:45)</p>
議長	

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

仮議席 2 番

仮議席 3 番

